

技能実習制度の新旧対照表〈要点整理〉

2017年11月1日に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(通称「技能実習法」)が施行されます。当組合による「技能実習計画認定申請」は、2018年2月以降に入国、または1月以降の資格変更・期間更新を行う技能実習生が対象となるため、2017年9月末から順次、「外国人技能実習機構」を通じて主務大臣への申請を行ってまいりました。申請書の作成にあたっては、企業(実習実施者)ごとに事案別の相談や、これに対する同機構の助言を受けながら、その審査基準を判断してまいりました。技能実習法の施行にあたり、新たに厳守すべき事項とその時期等、技能実習生を受け入れる企業の視点で内容を整理しました。

○技能実習生の手続

入国管理局の在留手続 → 外国人技能実習機構を経由し主務大臣から技能実習計画認定を受けた後、入国管理局への在留手続を行います。

○技能実習期間の延長

最長3年 → 最長5年
 3年終了4ヶ月前の申請時点で企業が優良認定要件に適合していること、加えて技能実習生が技能検定3級(専門級)に合格していることが、当組合において確認できた場合「第3号技能実習計画認定申請」を行います。

○技能実習生の受け入れ人数枠の拡大

基本人数枠 → 基本人数枠の2倍
 選抜申込み時点で企業が優良認定要件に適合していることが当組合において確認できた場合、受け入れ人数枠[下図参照]を拡大して「第1号技能実習計画認定申請」を行います。

[受け入れ人数枠]

常勤職員数 (雇用保険加入者)	技能実習1号の人数	
	基本	拡大・優良認定
301人以上	常勤職員数の5%	常勤職員数の10%
201人～300人	15人	30人
101人～200人	10人	20人
51人～100人	6人	12人
41人～50人	5人	10人
31人～40人	4人	8人
30人以下	3人	6人

○日本人労働者と同等の待遇説明

地域別最低賃金を遵守することにより、法務大臣から在留資格該当性を認められていました。 → 職務内容や職務に対する責任の程度が日本人労働者と同等であるか、又は差異があることを合理的に説明したうえで、地域別最低賃金を厳守することにより、主務大臣から技能実習計画の認定が受けられます。

○適切な宿舍の確保と協定控除

労使協定の締結が適法になされることにより、法務大臣から在留資格の該当性を認められていました。 → 1人あたり4.5㎡以上の寝室を確保すると共に、宿舍形態(賃貸住宅・自己所有)を問わず、協定控除額は合理的な算出方法である必要があります。水道光熱費・食費・通信費・備品費等を設定する際も同様となります。

○技能実習責任者の養成講習受講

技能実習の実施に対する責任を持つ常勤役員であれば、技能実習責任者を担うことができました。 → 自分以外の技能実習指導員、生活指導員その他の技能実習に関与する職員を監督することができる立場にある常勤役員であり、3年ごとに指定の養成講習を受講する必要があります。(次項紹介)

○技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の配置

技能実習指導員のみ常勤職員であれば、兼任が認められていました。 → 三役はすべて社会保険に加入する常勤役員でなければならず、技能実習責任者は企業ごとに1人、各指導員は技能実習場所ごとに1人以上選任する必要があります。

○技能検定(カッコ内は技能実習評価試験)

技能検定基礎2級(初級)は義務であり、基礎1級(中級)と随時3級(専門級)の受検は任意でありました。 → 1年目終了前に基礎級(初級)受検及び合格、3年目終了前に3級(専門級)実技試験のみの受検が義務化されます。3級に合格した技能実習生は優良認定を受けた実習実施者の下で第3号技能実習に進むことができます。

○監査の方法

3ヶ月に1回の頻度で、技能実習責任者や技能実習指導員に対する聞き取りや労働法の遵守状況を確認することが監査の中心でした。 → 技能実習責任者等への面談の他、在籍する技能実習生の1/4以上との面談を実施します。さらに、監理団体が企業の設備や宿舍を直接確認すると共に、技能実習生用の帳簿書類を閲覧する等の実地確認を行う必要があります。

○不正行為による罰則

厳重注意(在留期間が6ヶ月)と、不正行為認定(3～5年の技能実習生受け入れ停止)の2種がありました。 → 改善命令(改善報告書を提出)と認定取消(6ヶ月以下の懲役又は罰金30万)の2種があります。なお、改善報告が認められない場合や再度同様の改善命令を受けた場合は「認定取消」となります。

12月から「技能実習責任者」向け養成講習がスタート

新たな技能実習制度では、実習実施者(技能実習を行わせる企業)ごとに技能実習責任者を選任し、3年ごとに主務大臣が認めた養成講習機関の「養成講習」を受講することにより、関係法規や労災防止等の知識を習得することが義務付けられました。さらに、受講は任意ですが、技能実習指導員、生活指導員に対する養成講習も同時に開講されます。技能実習事業に関与するすべての役職員が、技能実習制度の趣旨を正しく理解されると共に、優良認定を受けたい実習実施者には、技能実習指導員と生活指導員向けの養成講習の受講による優良要件の加点が認められるため、積極的な受講を推奨いたします。

養成講習は、監理団体向けのカリキュラムと共に、実習実施者向けの実施日程が発表されております。当組合では受講申込みの取次をいたしませんので、今後の更新情報にご留意され、実施機関へ直接お申し込みくださいますようお願いいたします。なお、受講後は証書の写しを当組合にお送りくださいますようお願いいたします。

●技能実習責任者養成講習 中部エリア：講習時間7時間

日程	実施場所	実施機関	受講料
2017.12.17(日)	名古屋市	002	12,000円
2018.1.24(水)	〃	005	9,720円
2018.2.8(木)	〃	〃	〃
2018.2.23(金)	〃	〃	〃
2018.2.27(火)	大垣市	002	12,000円
2018.3.16(金)	名古屋市	005	9,720円

●技能実習指導員養成講習 中部エリア：講習時間7時間

日程	実施場所	実施機関	受講料
2017.12.18(月)	名古屋市	002	11,000円
2018.2.22(木)	〃	005	10,800円
2018.2.28(水)	大垣市	002	11,000円

●生活指導員養成講習 中部エリア：講習時間5時間

日程	実施場所	実施機関	受講料
2017.12.19(火)	名古屋市	002	10,000円
2018.2.21(水)	〃	005	10,800円
2018.3.1(木)	大垣市	002	10,000円

実施機関(中部エリア取扱機関のみ)
 002 公益社団法人全国労働基準関係団体連合会
 003 公益財団法人国際研修協力機構(JITCO)
 005 株式会社ウエルネット

経過措置期間中、早めの受講をお勧めします！

技能実習責任者の養成講習受講は法令上の受講義務がありますが、経過措置によって2020年3月31日まで延長されています。また、養成講習カリキュラムに組み込まれる「理解度テスト」は、2019年3月31日までは試行実施期間により、不合格であっても受講証明書が交付されるようです。

詳しくは、厚生労働省の「外国人技能実習制度における養成講習について」ページをご確認ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158734.html>

平成29年度の“地域別最低賃金額”が改定されました

賃上げで景気浮揚を狙う安倍政権は「1億総活躍プラン」で、最低賃金を毎年3%引き上げて全国平均1,000円とする目標を掲げましたが、昨年に続き2年連続で目標通りに決着しました。当組合の受け入れ都県の地域別最低賃金額は以下の通りです。なお、給与計算期間途中でも、発効年月日以降の賃金は、新しい最低賃金で計算しなければなりませんのでご注意ください。

地域別最低賃金額改定(3年間比較) [抜粋]

	H27年度 (2015年度)	H28年度 (2016年度)	H29年度 (2017年度)
全国加重平均額	798円	823円	848円 (+25)
東京	907円 H27.10.1	932円 H28.10.1	958円 (+26) H29.10.1
埼玉	820円 H27.10.1	845円 H28.10.1	871円 (+26) H29.10.1
長野	746円 H27.10.1	770円 H28.10.1	795円 (+25) H29.10.1
岐阜	754円 H27.10.1	776円 H28.10.1	800円 (+24) H29.10.1
愛知	820円 H27.10.1	845円 H28.10.1	871円 (+26) H29.10.1
三重	771円 H27.10.1	795円 H28.10.1	820円 (+25) H29.10.1
滋賀	764円 H27.10.8	788円 H28.10.6	813円 (+25) H29.10.5

エコ・プロジェクト協同組合からお知らせ

技能検定等上位級(3級・専門級)受検義務化に係るお知らせ

◎ 2016年4月1日以降に入国し、かつ「技能実習計画」の認定を受けた技能実習生は、2年経過後3年満了までに技能検定等上位級を受検する必要があります。なお、上述に該当しない技能実習生も任意に受検が可能です。現在、受検が集中し申込みが混雑しておりますので、早めに当組合までお申し込みください。
 (申請部1課 E-mail) shinsei1-team@eco.coop

毎月の定期訪問(監査・訪問指導)に関するお願い

◎ 定期訪問のうち、3ヶ月に1回は組合による「監査」を実施します。技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員、在籍技能実習生に同席していただき、技能実習の進捗や雇用状況等指定項目の聞き取りを実施いたします。

◎ 定期訪問時は、直近の賃金台帳(全員分)・タイムカード(時間外労働が最も多い技能実習生1名分)、技能実習記録の最終ページ(全期生分)をご準備ください。なお、賃金台帳・技能実習記録等は、事前に郵送またはメールでも受付いたします。
 (監理部 E-mail) kanri-team@eco.coop

新たな技能実習制度による“監査”の実施

2018年2月1日以降の訪問から、新たな技能実習制度に適合した体制又は項目による聞き取りを開始します。技能実習責任者・技能実習指導員の他、1/4以上の在籍技能実習生を対象に面談を行う他、実習場所や宿舍の確認、帳簿書類の閲覧等を行いますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。